

森林における開発行為の許可に係る指導要綱を次のように定める。

平成18年4月4日

静岡県知事 石川嘉延

森林における開発行為の許可に係る指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林における開発行為の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）が、当該森林の周辺自治会に対し当該開発行為の周知を図るために手続を定めることにより、森林における開発行為を円滑に進めるとともに、その周辺地域における生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 森林法（昭和29年法律第249号）第10条の2第1項に規定する開発行為をいう。
- (2) 周辺自治会 開発区域の全部若しくは一部の区域又は開発区域に隣接する下流の区域で、過去の災害状況、その地形等から当該開発行為により影響を受けるおそれがあると知事が認めるものをその区域に含む自治会（相当規模の区域をもって地域生活全般の向上を図ることを目的としてつくられた自治組織をいう。）をいう。

(許可申請者の責務)

第3条 許可申請者は、県及び市町の施策に協力するとともに、開発行為の周辺地域における生活環境の保全に十分配慮し、周辺自治会の理解を得るよう努めなければならない。

(開発行為及びその周知に関する計画書の提出)

第4条 許可申請者は、開発行為の許可を受けようとするときは、あらかじめ様式第1号による開発行為及びその周知に関する計画書（以下「開発行為周知計画書」という。）を知事に提出するものとする。

(関係市町長への要請)

第5条 知事は、開発行為周知計画書の提出があったときは、速やかに、その写しを周辺自治会を所管する市町の長（以下「関係市町長」という。）に送付するとともに、当該計画書に係る計画について指導を要請することができる。

(周辺自治会への開発行為の計画の周知等)

第6条 許可申請者は、開発行為周知計画書に基づき、周辺自治会に対し当該開発行為の内容及び当該開発

行為により生ずる周辺地域の生活環境への影響について周知を図るものとする。

- 2 前項の場合において、許可申請者は、様式第2号による意見書を当該周辺自治会から徴するよう努めるとともに、当該開発行為について周辺自治会との調整を図るものとする。

(開発計画説明実施報告書の提出)

第7条 許可申請者は、開発行為周知計画書に基づく周知を行ったときは、速やかに様式第3号による開発計画説明実施報告書を知事に提出するものとする。

(周知の特例)

第8条 第4条の規定による開発行為周知計画書の提出の際、既に周辺自治会に対し周知を行っている許可申請者は、その旨を当該計画書に記載するものとする。

- 2 前項の場合において、周辺自治会への適切な周知が終了していると知事が認めたときは、当該許可申請者には、第6条の規定は適用せず、前条の規定による開発計画説明実施報告書の提出があったものとみなす。

(関係市町長への送付)

第9条 知事は、第7条の規定により開発計画説明実施報告書の提出を受けたとき（前条第2項の規定により開発計画説明実施報告書の提出があったとみなされる場合を含む。）は、当該報告書の写しを関係市町長に送付（同項の規定により開発計画説明実施報告書の提出があったとみなされる場合にあっては、その旨を通知）するものとする。

(報告の要求又は指導等)

第10条 知事は、許可申請者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において報告を求め、又は必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に知事に対して開発行為の許可の申請を行っている者については、この要綱は適用しない。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に知事に対して開発行為の許可の申請を行っている者については、この要綱は適用しない。

様式第1号

開発行為及びその周知に関する計画書

年　月　日

静岡県知事　氏　名　様

住所_____

許可申請者

氏名_____

(電話)

開発行為の目的及び名称		
開発行為の場所		
事業 計 画	開発行為の概要	
	生活環境の保全のための措置	
周知 計 画	説明会に関する事項	
	説明会以外の周知方法	
その他の記載事項		

(注)

- 1 説明会に関する事項の欄には、開催予定日、開催予定場所、周辺自治会名、開催の周知方法並びに配布する書類及び図面の名称を記載すること。
- 2 この計画書の提出の際に、既に周辺自治会に開発行為の計画を周知している場合は、その概要をその他記載事項の欄に記入すること。

意見書

年　月　日

許可申請者 氏名 様

自治会名 _____

自治会代表者氏名 _____ 印

(電話)

開発行為の目的及び名称	
開発行為の場所	
意見	

(注) 意見は、森林法に基づく許可の要件である災害の防止、水害の防止、水の確保（現に取水している飲料水等への影響、工事に伴う濁水の対応）、環境の保全（森林の配置等）に関し、地域における生活環境の保全のための意見をできるだけ具体的に記載すること。

開発計画説明実施報告書

年　月　日

静岡県知事 氏名 様

住所_____

許可申請者

氏名_____

(電話)

開発行為の目的及び名称		
開発行為の開発場所		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	周辺自治会名	(自治会の権利戸数も記載する。)
	参加者	
	説明内容	
説明会以外の周知方法		
自治会の意見及び申請者の見解		
その他の記載事項		

添付書類

- 1 説明会に配布した書類及び図面
- 2 周辺自治会の意見に対する申請者の見解を具体的に説明できる書面
- 3 周辺自治会からの意見書の写し